

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和元年10月21日（令和元年（行情）諮問第306号）

答申日：令和2年9月7日（令和2年度（行情）答申第241号）

事件名：「移転価格実態確認及び移転価格情報連絡せんによる情報収集について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる3文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年7月8日付け東局総総8-274により東京国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、部分開示となっている部分の全面開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

「正確な事実関係を把握するための調査ができなくなる」ことなどを理由としているが、推定規定などの納税者にとって不利益な制度が手当されている。「不正手口の巧妙化」も、一般的に移転価格税制では想定されておらず、理由とならない。「法5条6号イ」に該当するとの判断は誤っている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、原処分で不開示とした部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

原処分において開示した8つの文書のうち、不開示部分がある文書は3文書であり、不開示情報該当性の検討の対象となる文書は、別紙の1に掲げる3文書である。

3 本件対象文書1の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別紙の2（1）に掲げる部分）

原処分において不開示とした当該部分は、公にしても、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがないことから開示することとする。

(2) 不開示とすべき部分（別表に掲げる部分）

ア 番号1

平成29年4月1日以後に開始する事業年度（30年3月期）から、その前事業年度に一の国外関連者との間で行った国外関連取引の合計額が50億円以上又は無形資産取引の合計額が3億円以上である場合は、当該国外関連者との取引について「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」を確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存することが義務付けられ、この書類を「ローカルファイル」といい、この義務を「同時文書化義務」という。また、当該国外関連者との取引については法人税申告書に記載することとされており、法人税申告書に記載された国外関連者との取引を国税当局では、「同時文書化リスト」として一覧化している。

当該不開示部分には、同時文書化リストに記載する内容が具体的に記載されており、これは、移転価格調査の対象となる取引をどのように管理しているかという国税当局の手の内情報であって、公にすることにより、一部の納税者が移転価格調査の対象とされることを予測し、移転価格調査への対策を講じるなど、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

イ 番号2

当該不開示部分には、移転価格調査において調査の対象とする法人を選定する過程において検討すべき事項や実施体制が具体的に記載されており、これは、国税当局の手の内情報であって、公にすることにより、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じるなど、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

ウ 番号3

当該不開示部分には、移転価格調査の際に確認する項目が記載されており、公にすることにより、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じるなど、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開

示情報に該当する。

エ 番号4

当該不開示部分には、移転価格実態確認に係る具体的な確認手法が記載されており、公にすることにより、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じるなど、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

オ 番号5

当該不開示部分には、ローカルファイルの提出依頼を行う法人の具体的な態様が記載されており、公にすることにより、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じるなど、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

カ 番号6

当該不開示部分には、国税当局が移転価格調査を実施する際の着眼点や収集を行う資料情報が具体的に記載されており、公にすることにより、国税当局が調査においてどのような点に着目し、どのような資料を収集するかが明らかとなり、これを知った一部の納税者が移転価格調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

キ 番号7

当該不開示部分には、移転価格調査の選定に供する情報の管理方法が記載されており、公にすることにより、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じるなど、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

ク 番号8

当該不開示部分には、国税当局が行う移転価格調査におけるローカルファイル収集の有無や納税者の管理方法、対応方法など移転価格調査において着目する項目の具体例が記載されており、公にすることにより、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じるなど、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は

違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

ケ 番号9

当該不開示部分には、国税当局が移転価格調査の対象とする法人を選定する過程における着眼点が具体的に記載されており、公にすることにより、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

コ 番号10

当該不開示部分には、移転価格実態確認に関する具体的な対応例や応答例が記載されており、公にすることにより、一部の納税者が当該確認手法を予測し、今後の自らに対する移転価格実態確認への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

4 本件対象文書2の不開示情報該当性について

別表の番号11に掲げる部分には、国税当局が移転価格調査の対象とする法人を選定する過程において検討すべき事項が具体的に記載されており、公にすることにより、一部の納税者が調査対象とされる可能性が高いことを予測し、移転価格調査への対策を講じるなど、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

5 本件対象文書3の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別紙の2(2)に掲げる部分)

原処分において不開示とした当該部分は、公にしても、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがないことから開示することとする。

(2) 不開示とすべき部分(別表に掲げる部分)

ア 番号12

当該不開示部分には、国税当局が行う移転価格調査における進捗管理の方法や、進捗段階ごとの調査方法が具体的に記載されており、公にすることにより、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じるなど、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にする

おそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見
を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に
該当する。

イ 番号13

当該不開示部分には、国税当局が移転価格調査を実施する際の着眼
点や検討すべき事項、確認する事項が記載されており、公にすること
により、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じるなど、移
転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は
違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にす
るおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

6 結論

以上のとおり、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(1)
及び5(1)の部分については開示すべきであるが、その他の部分につい
ては、法5条6号イの不開示情報に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年10月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 令和2年7月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるもので
あり、処分庁は、その一部につき、法5条6号イに該当するとして不開示
とする決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分の全部開示を求めている
ところ、諮問庁は、別紙の2に掲げる部分は開示することが妥当である
とし、その余の部分(以下「本件不開示維持部分」という。)については、
原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏ま
え、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について(別表の4欄に掲げ る部分)

(1) 番号1, 番号3及び番号5

ア 別表の5欄に掲げる部分

(ア) 同時文書化について諮問庁は上記第3の3(2)アのとおり説明
するところ、当該部分に記載された情報は、国税当局における同時
文書化リストの作成・記載に当たっての留意事項等に係る情報と認

められるものの、一般的な記載にとどまる情報や本件対象文書において既に開示されている部分又は諮問庁が開示すべきとしている部分と同旨の情報であり、国税当局の移転価格調査事務における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等を明らかにするものではない。

そうすると、当該情報を公にしても、一部の納税者が移転価格調査の対象とされることを予測し、移転価格調査への対策を講じるなどにより、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

(イ) したがって、当該部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分

当該不開示部分には、国税当局における同時文書化リスト作成・記載に当たっての具体的な条件及び留意事項等が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じるなどにより、移転価格調査事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 番号2，番号4，番号6，番号7，番号12及び番号13

当該部分には、国税当局における移転価格調査と対象とする法人の選定過程、実施体制及び情報の管理方法や移転価格調査における確認手法、情報収集項目及び留意事項並びに進捗段階ごとの調査方法や進捗管理の方法等が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者が移転価格調査への対策を講じる、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、上記(1)イと同様のおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 番号8及び番号9

ア 別表の5欄に掲げる部分

当該不開示部分に記載された情報は、国税当局における移転価格実態確認の実施に当たって作成することとなる移転価格実態確認表や同時文書化リストの作成・記載に当たっての留意事項等に係る情報と認められるものの、一般的な記載にとどまる情報や本件対象文書において既に開示されている部分又は諮問庁が開示すべきとしている部分と同旨の情報であり、国税当局の移転価格調査事務における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、一部の納税者が移転価格調査の対象とされることを予測し、移転価格調査への対策を講じるなどにより、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

イ その他の部分

当該部分には、国税当局における移転価格調査の対象とする法人を選定する過程での着眼点及び判断基準、国税当局が行う移転価格調査におけるローカルファイル収集に当たっての情報収集項目や留意事項及び関係資料作成に当たっての留意事項等が具体的かつ詳細に記載されていると認められ、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 番号10

ア 別表の5欄に掲げる部分

当該部分は、移転価格実態確認に当たり、国税当局が対象とする法人へ伝達する一般的な事項であり、国税当局の移転価格調査事務における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等を明らかにするものではないと認められることから、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

イ その他の部分

当該部分には、移転価格実態確認の実施に当たり、対象とする法人が特定の条件下にある場合において、国税当局が実施することとなる対応事項や応答例等が具体的かつ詳細に記載されていると認められ、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 番号11

ア 別表の5欄に掲げる部分

当該部分に記載された情報は、国税当局が移転価格調査の対象とする法人を選定する過程において実施すべき事項等と認められるものの、一般的な記載にとどまる情報であり、国税当局の移転価格調査事務における具体的かつ詳細な着眼点及び調査手法等を明らかにするものではない。

そうすると、当該部分を公にしても、一部の納税者が移転価格調査の対象とされることを予測し、移転価格調査への対策を講じるなどにより、移転価格調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

イ その他の部分

当該部分には、国税当局が移転価格調査の対象とする法人を選定する過程において検討すべき事項やその条件等が具体的に記載されていると認められ、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

1 本件対象文書

本件対象文書 1 移転価格実態確認及び移転価格情報連絡せんによる情報
収集について

本件対象文書 2 移転価格に係る連絡・調整について

本件対象文書 3 移転価格調査事案に係る事務手順について

2 諮問庁が開示すべきとする部分

(1) 本件対象文書 1

- ・ 2 ページ「(1) 同時文書化リストの作成と交付」の本文 5 行目 11 文字目ないし 6 行目 29 文字目
- ・ 7 ページ「ロ 実態確認報告書類の検討等」の本文 3 行目 20 文字目ないし 4 行目 6 文字目, 9 行目 14 文字目ないし 29 文字目
- ・ 10 ページ「V 収集した情報の活用等」の本文 2 行目 36 文字目ないし 3 行目
- ・ 別紙 1 「同時文書化対象取引リスト」の表の最上段の不開示部分
- ・ 別添 2 「移転価格実態確認質疑応答例」の(答 8)の 9 行目 28 文字目ないし 10 行目, (問 9)の枠内の 1 行目 1 文字目ないし 10 文字目及び 14 文字目, 2 行目 5 文字目ないし 13 文字目(諮問庁は, 理由説明書に記載の「2 行目 4 文字目ないし 12 文字目」は誤記であると説明している。), (問 10)の枠内の 1 行目 1 文字目ないし 10 文字目及び 14 文字目, (答 10)の 1 行目並びに(答 11)の 9 行目 39 文字目ないし 10 行目

(2) 本件対象文書 3

- ・ 2 ページ「(2) 個別事案の幹部説明時期」の表の最上段の不開示部分
- ・ 5 ページ「(7) 庁管理基準に該当する場合」の不開示部分
- ・ 別紙 1-2 「移転価格審理事項検討表 付表」の 1 行目及び 2 行目

別表

1 本件 対象 文書	2 番号	3 ペー ジ等	4 本件不開示維持部分	5 開示すべき部分
1	1	2 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(1) 同時文書化リストの作成と交付」の本文7行目ないし9行目の不開示部分 ・ 「(2) 同時文書化リストの修正」の本文1行目及び2行目の不開示部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(1) 同時文書化リストの作成と交付」の本文9行目9文字目ないし34文字目 ・ 「(2) 同時文書化リストの修正」の本文1行目及び2行目の不開示部分
	2	3 ページ	「イ 移転価格実態確認の要否決定」の本文1行目ないし3行目の不開示部分	
	3	4 ページ	「ロ ローカルファイル収集に係る連絡」の本文5行目及び6行目の不開示部分	「ロ ローカルファイル収集に係る連絡」の本文5行目及び6行目の不開示部分
	4	4 及び 5 ページ	「ハ 依頼事項記載の留意点」の本文2行目及び3行目の不開示部分	
	5	5 ページ	「(1) 同時文書化リストに基づくローカルファイルの提出依頼(一般調査担当部門等の事務)」の本文2行目	「(1) 同時文書化リストに基づくローカルファイルの提出依頼(一般調査担当部門等の事務)」の本文2行目
	6	8 及び 9 ページ	「1 移転価格に関する情報の収集」の表の不開示部分	

7	10ページ	「V 収集した情報の活用等」の本文2行目15文字目ないし35文字目	
8	別紙1, 別紙7, 別紙11及び別紙2～11次葉	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1「同時文書化対象取引リスト」の表の2段目ないし7段目の不開示部分並びに注書1の1行目及び2行目の不開示部分 ・別紙7の表の不開示部分 ・別紙11の下段欄外の不開示部分 ・別紙2～11次葉の「1 移転価格実態確認表の構成等」の表の不開示部分, 「(別紙5について)」の本文7行目ないし10行目の不開示部分及び「(別紙11について)」の本文2行目ないし5行目 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1「同時文書化対象取引リスト」の表の2段目, 3段目の右から2列目, 4ないし6段目及び7段目の右から2列目の不開示部分 ・別紙1「同時文書化対象取引リスト」の注書1の1行目及び2行目の不開示部分 ・別紙2～11次葉の「1 移転価格実態確認表の構成等」の表の不開示部分
9	別紙2, 別紙3及び別紙12	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙2, 別紙3及び別紙12の不開示部分 	
10	別添2	<ul style="list-style-type: none"> ・(答6)の不開示部分 ・(答8)の9行目1文字目ないし27文字目 ・(問9)の枠内の1行目11文字目ないし13文字目及び2行目14文字目ないし30文字目 ・(答9)の不開示部分 ・(問10)の枠内の1 	(答9)の2行目ないし6行目

			<p>行目 1 1 文字目ないし 1 3 文字目及び 2 行目 6 文字目ないし 4 行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (答 1 0) の 2 行目以降 ・ (答 1 1) の 9 行目 1 文字目ないし 3 8 文字目 	
2	1 1	9 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(6) 質的区分の判定と移転価格調査予定法人名簿への記載」の本文 1 行目ないし 3 行目及び 7 行目ないし 1 1 行目の不開示部分 ・ 「7 報告書の調査についての国際情報第二課との連絡・調整体制」の本文 1 行目及び 2 行目の不開示部分 	<p>「(6) 質的区分の判定と移転価格調査予定法人名簿への記載」の本文 7 行目 2 8 文字目ないし 9 行目及び 1 0 行目 4 文字目ないし 1 1 行目 8 文字目</p>
3	1 2	2 ないし 4 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(2) 個別事案の幹部説明時期」の表の 2 ないし 5 段目の不開示部分 ・ 「(3) 移転価格調査事案における検討等の手順」の本文の不開示部分 	
	1 3	別紙 1 - 1, 別紙 1 - 2 及び別紙 3 - 1 ないし別紙 3 - 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 1 - 1 「移転価格審理事項検討表」及び「移転価格審理事項検討表 付表」の不開示部分, ・ 別紙 1 - 2 「移転価格審理事項検討表」の不開示部分 ・ 別紙 1 - 2 「移転価格審理事項検討表 付 	

			表」の1行目及び2行 目を除く不開示部分 ・別紙3-1ないし3- 4の不開示部分	
--	--	--	---	--

(注) 「ページ」については、本件対象文書の通しのページを示す。

行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。付表の表題は行数に数えない。

文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も1文字と数え、空白部分を数えない。